

# 2024 年度税制改正に対する意見

2023 年 9 月



はじめに

世界経済はインフレの収束が見通せず、依然として不確実性の高い状況が続いているが、わが国では、およそ3年に及んだコロナ禍を経て、今春以降、本格的な経済社会活動へ向けた動きがみられるようになった。大幅な為替変動や、エネルギー・資源価格の高騰に見舞われながらも、国内経済は内需主導により持ち直し、他地域に比べ回復が遅れていた中部圏でも、供給制約の緩和による主力の自動車産業の挽回生産を主因に、景況感の改善が鮮明となった。

しかしながらこの間、国際情勢をはじめ、わが国を取り巻く環境は大きく変化した。ロシアのウクライナ侵攻をきっかけに、エネルギー・食糧の安全保障問題が顕在化、「西側諸国 vs 中国・ロシア」にみる価値観対立の構造も浮き彫りになるなど、脱グローバル化の動きが強まり、経済安全保障上の脅威も増大した。

こうしたなか、わが国は、人口減少・少子高齢化の進展下における地域創生、企業の国際競争力・プレゼンスの低下、国際的なサプライチェーンの見直しや再構築、大規模災害へのリスク管理、人手不足問題など、山積する諸課題を克服しながら、GXやDX経済への本格的移行を急がなければならない。30年ぶりの大幅な伸び率となった賃上げの持続性も問われている。これらの実現にあたっては、経済社会の諸制度を新たな時代に即して不断に見直すとともに、税制がその後押しをするうえで、重要な役割を担っていることを再認識すべきであろう。

本年末に決着を持ち越した防衛力強化や少子化対策を巡る財源問題に対して、会員企業からは際限のない国民負担増を警戒する声もあがっている。政府の最大の責務は、経済再生と財政健全化の同時達成を目指し、持続可能な財政と社会保障再構築の全体像を早急に示すことにより、国民の安心感の醸成に努めることである。

本意見書では、本会の税制改正に関する基本的な考え方を整理したうえで、来年度税制改正への具体的な要望事項を5つの柱に沿って述べるとともに、その意見要旨と3つの重点要望項目について特掲している。

政策当局には、本提言の趣旨をご理解頂き、提言内容が今後の税制改正にできる限り多く反映され、効果的な政策運営に資するよう要望するものである。

2023年9月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 水 野 明 久

副 会 長 伊 藤 歳 恭

税制委員長

# 目次

<b>I</b>	<b>税制改正に関する基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1.	税制を巡る環境	1
(1)	わが国の現状と直面する課題	1
(2)	課題解決へ向けた方向性	1
2.	税制に対する基本的な考え方	2
3.	中部圏と税制改正	4
(1)	地方分権・地域創生へ向けた税制のあり方	4
(2)	中部圏の税制改正への期待	5
<b>II</b>	<b>2024年度税制改正に対する意見</b>	<b>7</b>
1.	G X経済への移行に資する税制の整備	8
(1)	カーボンニュートラルに資する税制	8
(2)	G X経済への移行に資する税制	12
(3)	成長志向型カーボンプライシングと税制	14
2.	人的資本の強化に資する税制の整備	16
(1)	「構造的な賃上げ」に資する税制	16
(2)	「構造的な賃上げ」を可能にする事業基盤強化に資する税制	18
3.	地域経済の活性化・産業高度化に資する税制の整備	22
(1)	地域への人の「還流」を促進する税制	22
(2)	企業の新陳代謝、産業高度化を促進する税制	23
(3)	地域の社会基盤整備の促進に資する税制	27
4.	リスク管理・国際課税等に係る税制の整備	30
(1)	リスク管理に資する税制	30
(2)	公正な国際課税制度への適切な対応	32
(3)	環境変化を踏まえた税のあり方の見直し	37
5.	新たな課題（防衛費増額、少子化対策）への課税対応のあり方	40
(1)	防衛費増額に係る法人税への付加税	40
(2)	少子化対策の財源と税制	43

# I 税制改正に関する基本的な考え方

## 1. 税制を巡る環境

### (1) わが国の現状と直面する課題

わが国では、およそ3年に及んだコロナ禍を経て、今春以降、本格的な経済社会活動へ向けた動きがみられるようになった。しかしながらこの間、国際情勢をはじめ、わが国を取り巻く環境は大きく変化した。

気候変動問題が地球規模で深刻化しつつあるなか、ロシアのウクライナ侵攻をきっかけに、エネルギー・食糧の安全保障問題が顕在化、「西側諸国 vs 中国・ロシア」にみる価値観対立の先鋭化による脱グローバル化の動きが強まり、米中関係の緊張化に伴う台湾有事のリスクも高まるなど、経済安全保障上の脅威も増大した。

そうしたなか、「失われた30年」と形容されるわが国には、人口減少・少子高齢化の進展下における地域創生、わが国企業の国際競争力・プレゼンスの低下、地政学リスクを前提とした国際的なサプライチェーンの見直しや再構築、大規模災害発生に備えた国家的見地からの災害リスク管理など、克服すべき様々な課題が山積している。足元では、コロナ禍からの経済の回復により、人手不足問題が企業経営の最重要課題になっている。

他方、わが国の財政再建は遅々として進まず、いわゆる「国の借金」(内国債、借入金、政府短期証券の合計)は、コロナ対策に伴う財政出動などを受けて、2023年3月末で1,270兆円と、過去最高水準を更新している。先行きの金利先高感もあり、国債費が増加した場合は機動的な財政出動の制約になる可能性があることに加えて、財政規律の緩みから、今後、納得感のない形で国民負担が増大するのではないかと懸念の声もある。

### (2) 課題解決へ向けた方向性

わが国企業の国際競争力・プレゼンスの向上には、企業が研究開発を積極的に行うことによりイノベーションを絶え間なく創出することはもとより、グリーントランスフォーメーション(GX)やデジタルトランスフォーメーション(DX)関連分野への投資を加速化させるとともに、こうした企業行動を強力に推進できる人材の育成・強化が急務である。

中国をはじめとする新興国の経済、技術、企業のプレゼンスも急速に高まっており、国際的な競争環境はますます激しくなっている。そのイコール

フッティング（競争条件の対等化）へ向けた環境整備も欠かせない。

わが国としては、民間の自助努力により、直面する課題の解決と、技術立国としての国際的な競争優位性の確保を通じて、今後とも持続的に発展していくことがなによりも重要である。税制の一つの役割は、各種の優遇措置の手当てにより、その実現へ向けて後押しを行うことであると考ええる。

## 2. 税制に対する基本的な考え方

2022年度の国の一般会計決算では、税収が物価高の影響もあり、3年連続で過去最高を更新し、71兆円台となったが、一般会計総額の約6割に過ぎず、歳出（132兆円）との差は依然として大きい。

政府税制調査会が本年6月末にまとめた中長期の税制の答申「わが国税制の現状と課題 -令和時代の構造変化と税制のあり方-」のなかでは、わが国の財政は税収不足と国債頼みが常態化し、一段と深刻な状況になったことを踏まえて、「世代を超えた公平」も見据え、財政の持続可能性を維持するために十分な税収を確保する「十分性」の重要性が指摘された。

「骨太の方針 2023」では、引き続き「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」とされているものの、内閣府が7月に示した中長期の経済財政に関する試算によると、名目3%程度の経済成長が続く「成長実現ケース」でも、基礎的財政収支（プライマリーバランス、PB）の黒字化は、政府目標より1年遅れの2026年度になっている。

こうした状況を認識したうえで、財政健全化のもと、税の3原則である「公平・中立・簡素」をベースに、租税特別措置に基づく優遇措置も有効に活用しながら、政策目的の実現と山積する課題の解決を図らなければならない。賢い財政支出（wise spending）を可能とするためには、歳出の内容精査と効果が定かでない歳出の徹底した見直しが不可欠である。それでもなお新たな税負担が避けられない場合には、税収面での安定性や増税による消費や投資への影響度合いを見極め、担税力のある納税者への納得感のある「公平」な課税に努める必要がある。

本会の税制に対する基本的な考え方を整理すると、以下の通りである。

- ① 租税も社会保障費も、国民負担という観点からみると一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、税制・財政・社会保障制度については「三位一体」での改革を推進すべきである。 昨年末急浮上した防衛費増額や、岸田政権の看板政策でもある少子化対策の財源問題への対応も、こうした見地からの総合的な検討が不可欠である。

- ② 税制改革においては、財政健全化の道筋を早急に明らかにするとともに、今後、国民負担の増加が予見されるなかにあつて、個別論点におけるパッチワーク的な見直しの繰り返しは避け、国民全体の受益と負担のあるべき姿に関して十分な議論を尽くし、抜本的改革に取り組むべきである。また、個人税制の改革にあたっては、所得・消費・資産への課税を適切に組み合わせるタックス・ミックスの考え方に基づくべきである。
- ③ わが国の法人実効税率は、諸外国よりも依然として高い水準（29.74%）にあり、会員企業の最も関心の高い税制項目でもある。最低法人税率 15%への歴史的な国際合意（2021 年 10 月）を受けた法制化の動きや、わが国の防衛費増額の財源としての付加税導入の議論から、税率引き上げの機運があるものの、わが国企業の国際競争力向上や外国企業の国内誘致の観点から、法人実効税率のOECD加盟主要諸国の平均レベル並み（20%台半ば）への引き下げを引き続き目指すべきである。
- ④ 法人税収の減少を補う財源措置として、課税ベースの拡大を行う場合は合理的な理由と根拠に基づくべきであり、法人税制の枠内での対応ではなく、安定財源の確保と適切なタックス・ミックスの考え方に沿って、景気変動の影響を受けにくい消費税の拡充に引き続き理解を求めるべきである。但し、消費税率の上げ幅や引き上げの時期については、経済情勢を踏まえた慎重な検討が必要なのは言うまでもない。なお、2019 年 10 月の消費税率引き上げ時に導入された複数税率は、事務処理の煩雑さ等の問題を抱えており見直しが必要である。中長期的には、消費税の逆進性を緩和する措置として、所得税における給付付き税額控除方式の導入も検討の余地がある。
- ⑤ 日本の税制は、海外の税制と比較しても非常に複雑であるため、企業の業務効率を阻害しないような制度設計を心掛けるべきである。とりわけ、法人税の負担を個別に減らす租税特別措置（2021 年度 減収額：1 兆 8,949 億円、法人税収の約 14%）は、適用要件の確認・検証や申請書類の整備などの実務負担が大きいため、制度設計を簡素化すべきである。さらに、EBPM（Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の考え方に基づき、政策効果を分析・検証したうえで機能していないものは縮減・廃止する一方、時代の変化に伴う新たな政策目的の実現に対しては、機動的な拡充・創設が可能となるよう柔軟な見直しが必要である。

- ⑥ 税の申告にあたっては、必要な実務の適正な実行が求められるが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多いため、実務負担が大きい。  
税務固有の実務の負荷を減らし、その煩雑さを軽減する必要がある。国際会計基準（IFRS）の適用企業数も増加していることから、会計基準と税法基準の差異は拡大傾向にあるため、その差異を縮小する税制のあり方も検討の対象となりうる。また、税務手続きのデジタル化等の一層の推進による事務の効率化を図り、簡素で分かりやすく使い勝手のよい納税手続きを目指し、納税者の実務面での利便性向上に努めるべきである。
- ⑦ 国税と地方税は、企業の税務負担の軽減と行政効率化の観点から、申告・納付を含め、徴収業務を一元化すべきである。なお、一元化にあたっては、事務管轄の行政組織の見直しを図り、権限の明確化と効率化の両立を進めるべきである。

### 3. 中部圏と税制改正

#### (1) 地方分権・地域創生へ向けた税制のあり方

ヒト・モノ・カネの東京一極集中の流れが、コロナ禍を経て止まるかどうかは定かではない。首都圏から地方への人流を反転させ、地方からの人口流出に歯止めをかけ、国が進める地方分権・地域創生を成功させるためには、「地域経済の活性化」と、「国から地方への財源移譲による「安定した自主財源の確保」が不可欠である。

前者については、地域インフラの整備、地方発のイノベーションや事業創出等に伴う新陳代謝による好循環を生み出すとともに、人口の流入や企業の中核機能移転の受け皿づくりへ向けた環境整備も必要である。このための税制面からの効果的な支援措置が期待されるところである。

後者については、地方政府の基本的な役割として、地域の実情に応じて安定的な行政サービスを提供できることが重要であり、そのための備えとなるものであるが、行政サービスとの対応関係の妥当性の検証<sup>1</sup>が望まれる。

安定財源の観点からは、税源の偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較的安定した税収が得られる地方消費税の拡充に軸足を移すべきである。

自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝

---

<sup>1</sup> 地方自治体の行政サービスに対する応益課税としては、法人住民税、法人事業税の他に、固定資産税や都市計画税など複数の税目があり、整理・簡素化の検討が必要である。

6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。これに伴い、多くの自治体で常態化している超過課税等の精査も可能となる。

## （2）中部圏の税制改正への期待

### ○研究開発やイノベーションの促進による産業構造の転換

中部圏は、これまで自動車産業をはじめとする「ものづくり」の拠点として、わが国経済の発展に貢献してきた。しかしながら、近年のデジタル技術革新等の進展により産業間の融合が進展し、産業構造は従来の産業分類では的確に捉えることのできない状況になりつつある。GXやDX経済への本格的移行が期待されるなかでは、今後もその潮流は変わらないと予想される。

中部圏では、弱みといわれているデジタル技術や情報ソフトウェア分野等への注力を図ることが急務であり、新世代の成長産業を創出し、高い生産性と付加価値を生み出す取組みが必要である。スタートアップあるいはイノベーションエコシステムの構築はその一例となる。中部圏の産業構造の変革には、スタートアップあるいはイノベーション人材の輩出や、域外からの人材・資金・情報等の吸引力がこれまで以上に求められており、研究開発やイノベーション活動を強力に促す税制面からの支援が不可欠である。

### ○産学官の連携の促進

社会や産業構造が大きく変化するなかで、行政区や産学官の各セクターを超えた広域での産学官連携はより重要性を増しており、本会はその触媒としての役割を果たすべく取組みを強化している。

企業の既存事業の活性化や産業構造の高度化へ向けた課題解決には、異業種の既存企業との連携や、最先端の知見を有する大学との共同研究、大学発のベンチャー企業との共創あるいは協業などが鍵を握る。

また、社会保障関連支出等の増加により、さらなる財政出動が難しい環境にある地方自治体にとっても、企業や大学との連携は、地域の社会課題解決の一助となると期待される。このため、地域の持続的発展を後押しする大学や自治体への企業からの寄附税制の使い勝手の改善、産学官連携による新産業創出への取組みなどに資する税制の一層の整備を求める。

## ○防災・減災対策の推進

中部圏には、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が予測される震源域が含まれているため、発災した場合はサプライチェーンの寸断による物資・サービスの途絶等が、地域経済やわが国経済・社会全体へ与える影響は計り知れない。

また、大規模災害の発生から復興完了までには、極めて長い期間を要するため、その間、膨大な経済的損失が発生する可能性が高く、これに伴い、税金の減少等、国や自治体の財政にも甚大な影響が及ぶこととなる。

近年では、その対策として「事前防災」の重要性が指摘されており、国においても、国土強靱化へ向けて防災・減災に係る公共投資を含めて、その対応を急いでいるところであるが、防災・減災投資の支援にあたっては、有事の際の被害軽減効果、投資促進による市場・経済拡大効果および税金増効果なども踏まえ、中長期的視点から柔軟な実施の判断、施策立案（国の基金創設等）が必要とされる。引き続き、民間の自助努力による防災・減災投資等が促進されるよう、既存税制の拡充や補助金等の予算措置を要望する。

## Ⅱ 2024 年度税制改正に対する意見

### 《重点要望項目》

2024 年度税制改正へ向けて、以下の 3 点を「重点要望項目」として要望する。

- |  |               |
|--|---------------|
| ○ カーボンニュートラル投資促進税制の期限延長と<br>GX 経済への移行を見据えた拡充 | ・・・P. 8 ～ 10  |
| ○ 賃上げ促進税制の期限延長と適用要件の見直し                      | ・・・P. 16 ～ 17 |
| ○ 防衛費増額への適切な課税対応                             | ・・・P. 40 ～ 43 |

## 1. GX経済への移行に資する税制の整備

### (1) カーボンニュートラルに資する税制

#### ①カーボンニュートラル投資促進税制の期限延長と拡充

本年度末に期限を迎えるカーボンニュートラル（CN）投資促進税制は、①大きな脱炭素化効果を持つ製品（需要開拓商品）の生産設備、あるいは②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除または 50%の特別償却を措置する制度であり、「骨太の方針 2023」に掲げる「未来への投資」の拡大に寄与する税制と位置づけられる。しかしながら、適用実績は、創設された 2021 年度は税額控除で 6 件、8,652 万円にすぎず、その後 2023 年 9 月 1 日時点の通算認定件数は 126 件へ増加しているものの、なお低い水準にとどまっている。

今春実施した本会会員企業への税制改正に関するアンケート調査<sup>2</sup>（以下、「本会税制改正アンケート調査」という。）によると、「本税制を活用したことがある」と回答した企業は 4%とごくわずかであり、「本税制は知っているが、活用したことはない」と回答した企業が 75%にものぼる一方、約 6 割の企業が「更なる対象拡充」を希望している。

以上を踏まえて、本税制については、その延長とあわせて、使い勝手の改善へ向けて、適用要件等に係る見直しを要望する。本会会員企業からの主な要望内容をまとめると、以下の通りである。

#### ○対象商品・設備の拡大

本税制対象のうち、需要開拓商品の生産設備に関し、同商品の対象が限られており、会員企業からは活用しにくいとの声が聞かれる。製品の競争力向上には、最終製品だけではなくサプライチェーン全体での技術力・生産能力の向上が欠かせない。

例えば、需要開拓商品の対象である化合物パワー半導体は、最終製品はもとより、その素材においても高度な技術・生産能力が求められる。同じく洋上風力発電設備の主要専門部品は、使用される部品数が極めて多く、関連産業のすそ野が広いという特徴がある。したがって、本税制の効果を高めるには、需要開拓商品等の対象を最終製品に限定せず、サプライチェーンの上流部分にあたる素材や部品にまで拡大すべきである。

---

<sup>2</sup> 2023 年 4 月 19 日～5 月 12 日を期間として、本会会員企業 761 社を対象にオンラインにて実施。回答会社数 126 社、回収率 16.6%。

さらに、半導体製造装置の製造は、わが国が得意とする領域であるが、近年、世界におけるシェアの低下、特に新技術を導入した装置の領域で劣勢が伝えられる。わが国企業の国際競争力の向上には、既存の需要開拓商品だけではなく、その製造に欠かせない装置を含めることも検討すべきである。

### ○経済安全保障を踏まえた対象の拡充

需要開拓商品の生産には、レアメタル、レアアースなどの希少資源が不可欠なものもあるが、それら資源のほとんどは輸入に頼っており、産地の偏りや産出国の政情不安など、供給上の不安定要素を抱えている。このため、政府は、2020年3月に「国際資源戦略」をまとめ、供給源の多様化や備蓄制度の見直しを図っている。

環境保護と国内資源の有効活用の視点で捉えると、廃棄物からの回収、いわゆる都市鉱山の利用も選択肢の一つである。廃棄物からの希少資源抽出に欠かせない高度な技術・システムに係る研究開発や、新技術・システムを用いたリサイクル関連の設備投資も対象とすべきと考える。こうした取組みは、輸入に頼らない希少資源の確保とともに、資源循環事業による国内産業の持続的発展にもつながると期待される。

### ○設備投資の実態を踏まえた要件の見直し

設備投資に関しては、会員企業から「短いサイクルで継続的に複数回実施する。」「投資の検討から実施まで数か月単位の時間を要するため、既存の要件に定める期限内に設備の設置・稼働まで完遂することは難しい。」との声が聞かれる。このため、設備投資の実態を踏まえた要件の見直しを要望する。

具体的には、本税制の適用回数は企業1社につき1回限りとなっているが、投資上限額 500 億円の範囲内であれば、期間内の複数回の投資であっても、全額対象とすべきである。また、本税制が認定された場合には、手続き等の関係上、認定前の一定期間内に投資を行った案件や、認定の翌年度に設備が設置される案件についても対象とするなど、適用期間の弾力化を求める。

### ○炭素生産性向上比率要件等の緩和と手続きの簡素化

本税制利用の前提となる、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者の認定基準や、設備導入時・導入後一定期間において課される生産工程効率化等設備に係る炭素生産性向上比率要件（3年以内に7%以上、もしくは10%以上向上）が厳しく、かつ申請手続きが煩雑であるために、利用をためらっているとの声が会員企業から聞かれる。

また、本税制の利用促進にあたっては、関係省庁のホームページ上での申請方法の解説や、本税制の申請例の開示にとどまらず、要件の緩和や手続きの簡素化を検討すべきである。

### ○税額控除率の引き上げと税額控除上限の見直し

本税制の税額控除率についても引き上げを要望する。また、対象となる設備は、用いられる技術の高度化に伴い、投資規模が大きいものや、D X投資と合わせて行われるものもあり、本税制とD X投資促進税制との併用を念頭に、設備投資を検討・実施する場合がある。しかしながら、税制上は税額控除上限が両税制合算で判定（法人税額の20%以内）されるため、どちらか一方しか利用できない場合も散見される。こうした制約は、企業の投資意欲を減退させるとともに、C Nに係る設備投資に対する税制優遇が十分に得られない可能性もある。したがって、C NとD X双方の積極的な投資を促し、両税制のメリットを享受できるよう、税額控除上限の見直し（上限総額の引き上げ、あるいは各税制での別枠設定）を要望する。

## ②再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の期限延長

2021年10月に策定された「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーは、主力電源化に向け、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら導入を促すこととされている。

再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高いことに加え、導入当初においては、不具合への対応や様々な技術的調整を要し、想定どおりの発電ができず、収入が安定しない場合があるため、導入初期の固定資産税は企業の負担となっている。本特例措置は、当該投資に係る固定資産税の軽減を目的とするものであり（2021年度適用総額：1,613億円）、わが国における再生可能エネルギーの利用拡大に向けて当該投資を企業に促すため、本年度末に期限を迎える本特例措置の延長を要望する。

## ③自動車関係諸税の整理

自動車関係諸税（揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税等）に関する2023年度税制改正では、物価高と納期長期化に直面する消費者の負担増を踏まえ、「エコカー減税」（自動車重量税の減免）と、燃費性能に応じて課税される「環境性能割」（自動車税・軽自動車税）については現行制度を本年末まで維持し、その後は2025年度までの見直しを実施、

「グリーン化特例」（自動車税および軽自動車税の軽減、古い車は重課）については2025年度まで延長となった。

今後の見直しにあたっては、世界的に急速に広がるガソリン車・ディーゼル車に対する規制強化、環境負荷の少ない電気自動車（EV）の普及拡大、自動走行技術の進展、所有から利用への移行などの状況変化を見据えて、受益と負担のバランスがとれた新たな税体系の構築を目指し、利用者の納得感を得られる制度設計に努める必要がある。

近年の世界的な自動車市場の動向をみると、とりわけ欧米や中国におけるEVの販売台数は急速に拡大しており、わが国企業もそうした潮流に乗り遅れることのないよう、EVの生産と販売の両面からの税制優遇の検討も必要である。

なお、自動車の性能向上やガソリン車への需要減に伴う税収減少への対応策として俎上にのぼる走行距離課税は、EV・燃料電池自動車（FCV）等、環境負荷の小さな自動車の普及拡大<sup>3</sup>の足かせとなる可能性があるため、その導入にあたっては慎重な検討を求める。

### ○体系的な整理・簡素化、課税の多重性の解消

自動車関係諸税は、ガソリン車の所有を前提に、取得から利用までの各段階で複数の税が折り重なるように課されるとともに、これらの課税金額にさらに消費税が課される二重課税(Tax on Tax)となっている。利用者の過大な税負担を軽減するため、複雑な自動車関係諸税を体系的に整理・簡素化し、課税の多重性を解消する必要がある。

車体課税については、環境性能割と消費税、また自動車重量税と自動車税との二重課税を解消するとともに、車種によっては負担増となる環境性能割を軽減するような措置も必要である。

燃料課税については、ガソリン等の燃料価格が昨年来上昇し、事業者および消費者の負担増となっているなか、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

### ○暫定税率から本則税率への変更

自動車関係諸税には、「当分の間として措置される税率」として、本則税率を超える高い暫定税率が課せられているが、上記の体系的な整理・簡素化が早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率へ戻すべきである。

---

<sup>3</sup> 乗用車の新車販売における電動車の割合は、2022年48%であるが、政府は2035年までに100%にすることを目標としている。

## ○CNに寄与する自動車の普及を促進する税制

環境負荷の小さな自動車の普及を後押しするため、所有に係るコストの低減や、環境性・安全性の向上に資する税制優遇の検討を要望する。

具体的には、毎年課税される自動車税に対する環境性能に応じた税制優遇、トラック・バスを対象とした先進安全自動車（ASV）に対する税制特例（自動車税（環境性能割）および自動車重量税）の、高度な安全技術や装置が施された乗用車等への対象拡大、安全運転支援のためのインフラ整備（車車間通信、路車間通信等）に対する優遇措置が考えられる。

## （２）GX経済への移行に資する税制

政府は、本年2月に閣議決定したGX基本方針と、5月に成立したGX推進法に基づき、「骨太の方針2023」において、2030年度の温室効果ガス（対2013年度比）46%削減、2050年CNの実現へ向けて、GX投資を大胆に加速させ、エネルギーの安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力強化と持続的な経済成長につなげることを謳っている。7月には「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）を定め、今後10年間で官民合わせて150兆円超のGX投資の実現を目指すことになった。

### ① GX投資促進包括税制（仮称）の創設

GX経済への移行は、新たな産業創出と、わが国企業の国際競争力・プレゼンスを高めていく絶好の機会でもあり、上記の大規模なGX投資を継続的、かつ積極的に推進していく必要がある。そのためには、20兆円規模の「GX経済移行債」や新たな金融手法（トランジション・ファイナンス、ブレンデッド・ファイナンス等）の活用に加えて、税制面からも諸外国の制度に見劣りしない大胆な優遇措置の導入が不可欠であり、初期投資時点と、その後の投資回収過程での2段階にわたる包括的支援を可能とする「GX投資促進包括税制（仮称）」の創設を要望する。

## ○CN投資促進税制でカバーされない分野における設備投資減税

GX経済のもとで、成長が期待できる水素・アンモニア、カーボンリサイクル燃料、再生可能エネルギー、二酸化炭素回収・貯留（CCS）、次世代自動車・航空機等の分野は、初期投資の規模が大きくなることが想定されるが、CN投資促進税制でカバーされない状況にあることに鑑み、当該分野の円滑な設備投資の推進に資する減税措置の導入を要望する。

中部圏（岐阜県、愛知県、三重県）では、今後、大規模な水素・アンモニアに係る社会実装の拠点整備やサプライチェーン構築事業が控えており、円滑なGX投資の推進を後押しするための減税措置は不可欠と考える。

## ○初期投資後の投資回収過程での税制優遇

海外では、GX経済の分野において、初期投資の段階にとどまらない、その後中長期にわたるランニングコストを含めた包括的支援が、既の実施または予定されている。例えば、米国では、昨年8月に成立したインフレ抑制法（IRA）の枠組みのなかで、蓄電池の生産量や再生可能エネルギーの発電量に応じて税負担を軽減する優遇措置が導入されており、赤字などで優遇が受けられない年がある場合でも、20年間は黒字になった年に未使用の税額控除枠を使用できる税制の支援策となっている。

わが国も、GX分野を中心に、初期投資だけでなく、その後の投資回収過程における、設備の稼働状況に応じたランニングコストや、製品の生産量に着目した税制優遇の導入<sup>4</sup>を求める。

## ② 研究開発に係る税制優遇の拡充

### ○研究開発から社会実装までのプロセスに対する税制優遇

わが国が山積する諸課題を克服しながら、GXやDX経済への本格的な移行を果たしていくためには、新世代の成長産業を創出し、高い生産性と新たな付加価値を生み出すイノベーションが必要であり、研究開発はこのイノベーションの源泉でもある。

既存の研究開発税制の対象は、製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究であり、自然科学の分野に限られている。しかしながら、これらの研究開発が製品やサービスとして社会に受け入れられる、すなわち社会実装されていくためには、消費者のニーズや社会の価値観に合うことや、消費者への高品質かつ安価な価格での提供などが求められることを踏まえると、研究開発から社会実装に到るプロセスまでを対象範囲に広げる必要があると考える。具体的には、以下の項目への対象の拡充を求める。

### ■サービス化のための研究開発（対価を得て提供する新たな役務の開発）

---

<sup>4</sup> 経済産業省は、2024年度税制改正において、半導体や蓄電池などの戦略物資を念頭に、生産量に応じて法人税を優遇する「戦略物資生産基盤税制」の創設を要望している。なお、クラウド技術を活用したDX投資において、導入後に継続して発生するサービス利用料等の負担軽減措置としての税制優遇も検討の余地がある。

- 市場開拓のための調査・研究に係る費用
- 人文・社会科学に係る活動（AIへの心理学を活用）に係る費用
- 量産化へ向けた既存技術の組み合わせ等に係る費用
- 生産性効率向上のための業務改善に係る費用

### ○無形資産から得られる収益に対する税制優遇

岸田政権が掲げる「新しい資本主義」の実行計画では、有形資産投資だけでなく、知的財産などの無形資産投資の後押しも重視している。欧州各国には、知的財産（特許権、著作権で保護されたソフトウェアなど）から得られるライセンス収入、特許と紐づいた製品の販売収入、著作権のあるソフトウェアを組み込んだサービス収入などの所得に対して、法人税率よりも低い軽減税率を適用する「イノベーションボックス」や「パテントボックス」と呼ばれる税制優遇が存在する。

わが国が今後とも持続的な発展を遂げるためには、イノベーションの好循環を生み出していくことが必要であり、研究開発の「入口」段階に係る投資や支出への税制優遇だけでなく、研究開発の「出口」における所得に対する一定の税制優遇の導入<sup>5</sup>も要望する。

## （3）成長志向型カーボンプライシングと税制

### ①経済成長との両立をもたらす制度設計の早期開示、国民理解の徹底

カーボンプライシングの導入<sup>6</sup>にあたっては、わが国の経済成長との両立をもたらす適切な制度設計に努め、国民への理解浸透と行動変容を促すために、できる限り早期に開示すべきである。導入後は製造過程でのコスト増分の価格転嫁による製品価格の上昇が想定され、国民負担の増加につながることから、政府は国民の不安感を煽ることのないよう、丁寧な説明を心掛ける必要がある。

また、カーボンリーケージを防ぐ観点から、欧州をはじめとした世界各国の動きや、国内経済への影響などを見通したうえで、日本企業が不利にならないよう、修正可能かつ柔軟な対応ができるよう検討すべきである。

わが国の公的債務残高が過去最大を更新するなか、2050年度までの超長期に及ぶ「GX経済移行債」の償還計画を策定するにあたっては、財政規律の観点から、将来の新たな国民負担増加への懸念を惹起しないよう、受益と負担の適切

<sup>5</sup> 経済産業省は、2024年度税制改正において、当該税制の優遇措置の導入を要望している。

<sup>6</sup> わが国では、化石燃料賦課金（化石燃料の輸入事業者等への炭素に対する賦課金）は2028年度から、また排出量取引制度（発電事業者を対象に排出量と価格を入札で決める「有償オークション」）は2033年度から各々導入される予定となっている。

なバランスを図り、カーボンプライシングの詳細な制度設計とあわせて、国民に対して早期に明らかにすべきである。

官民協調によるGX投資も、財政規律が求められるわが国経済にとって、国内の民間投資拡大による活性化を通じた持続的成長を促し、国の税収の増加につなげていくという意識を強く持つことが重要である。

## ②既存のエネルギー関連税制の再構築

カーボンプライシングは、GX実現のための重要な財源になるものであるが、現行税制では、既に石油石炭税（2021年度：6,355億円、地球温暖化対策税含む）をはじめ、多くのエネルギー関連諸税<sup>7</sup>（約4兆円）が、課せられており、企業や消費者の負担感は重い。

このため、カーボンプライシングの制度設計にあたっては、環境・エネルギー政策と一体となった方針の明確化や予算の具体化等を行うとともに、既存のエネルギー・環境諸税の整理・統合も視野に見据えて、国民が納得できる負担となるよう求める。

---

<sup>7</sup> 石油石炭税、揮発油税・地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、電源開発促進税、軽油取引税を指す。

## 2. 人的資本の強化に資する税制の整備

### (1) 「構造的な賃上げ」に資する税制

政府の掲げる「構造的な賃上げ」は、「成長と分配」と「賃金と物価」の各々の好循環を成し遂げるうえで最重要課題となっている。その実現のためには、「賃上げ」、「人への投資」、「労働移動の円滑化」の3つの課題を一体的に改革することが求められており、それぞれの課題解決へ向けて、税制による支援を多面的に講ずるべきと考える。

#### ① 賃上げ（＝持続的な賃上げ）

##### ○賃上げ促進税制の期限延長と見直し

本年度末に期限を迎える大企業・中小企業向けの「賃上げ促進税制」（2021年度 適用件数：14万件、減収額：2,430億円）は、税額控除の適用により企業の賃上げを直接後押しするものであり、本会税制改正アンケート調査においても、8割を超える企業が期限延長を希望している。

一方で、適用要件の緩和や手続きの簡素化を求める声も多く、期限延長とともに、以下の見直しを要望する。

給与等支給総額の対前年度比増加率の緩和に加えて、給与に占める賞与の割合が大きい場合、給与等支給額の要件の判定を月例賃金の増加割合にて行う選択肢の追加、企業全体の給与等支給総額が減少していても、対象雇用者一人当たりの給与が増加している場合の適用を求める意見が聞かれた。持続的な賃上げを後押しできるよう、賃上げ要件の給与等支給総額の対前年度比増加率や、要件判定の緩和を検討すべきである。

出向者の取り扱いなど該当する継続雇用者の判定、給与及び教育訓練費の判別や算出方法、一定規模以上の企業で必要となる「マルチステークホルダー方針」の公表は、集計作業や社内調整の面で大きな負担となっており、制度適用の妨げとなっている。煩雑な手続き、あるいは賃上げに直結するとは考えにくい適用要件は簡素化し、より活用しやすいようにすべきである。

本税制で明確な区分のない中堅企業は、税額控除率をはじめ、上記のような厳しい判定要件や煩雑な手続きを理由に、費用対効果の観点から利用をためらっているといわれている。企業規模を問わず、賃上げを後押しできるよう、新たに中堅企業向けにも同制度を適用できるようにすべきである。

また、賃上げによる費用増加は、多くの企業にとって長期的に影響するものであり、賃上げ率に応じた税額控除率の引き上げ、単年度で控除し切れない税額控除の次年度以降への繰り越しを一定期間認める等の弾力化を図るとともに、

賃上げが難しくなる業績悪化時の賃上げに対するインセンティブの付与など、企業業績に左右されないよう賃上げモメンタムの維持・強化につながる工夫を行うべきである。

### ○賃上げに対して抑制的に働く税制の見直し

法人事業税（2021年度税収額：4.7兆円）については、外形標準課税のウェイトを高める方向で制度改正が進んでいる。外形標準課税の付加価値割（2021年度税収額：1.2兆円）は賃金への課税の性格を持っているため、雇用や賃上げに対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えている。このことを踏まえ、地方税の財源確保を図った上で、外形標準課税は基本的には廃止の方向で見直すべきである。

事業所税（2021年度税収額：3,973億円）の従業者割（2021年度税収額：1,167億円）についても、給与総額をもとに算出することから、企業の賃上げに対して抑制的に働くため、見直しを行うべきである。

## ② 人への投資

わが国経済の活性化へ向けては新たな価値創造が必要とされ、リスクリングをはじめとする人的資本への投資が不可欠といわれている。岸田政権では「人への投資」の支援として、5年間で1兆円の予算措置がとられてはいるが、税制面での支援は、教育訓練費が増加した際の賃上げ促進税制における税額控除の上乗せ措置があるだけで、必ずしも十分とはいえない。そのため、法人と個人の両方に対して、人的資本の強化に資する税制措置を要望する。

近年、リスクリングの重要性は広く認識されるようになっており、賃上げに付随する形ではなく、リスクリングに特化した税制支援として、法人に対しては、教育訓練費を対象とする新たな税制を創設すべきである。また、本税制創設の際には、賃上げ促進税制の教育訓練費の増加時の上乗せ税額控除を廃止し、本税制への統合、整理を図るべきである。

制度設計にあたっては、賃上げ促進税制における教育訓練費に該当する費用は様々な費目に計上されていることが多いため、正確に集計することが難しく、事務負担も大きいとの会員企業の意見を踏まえて、教育訓練費の範囲を簡明にし、集計にかかる負担を極力軽減すること、外部費用だけでなく社内訓練に係る費用や、教材の購入・開発費も対象とすること、とりわけ重要性の高いGX、DX分野に関連した教育訓練費には、税額控除率の上乗せを行うなどの手厚い優遇を認めるべきである。一方で、制度利用の妨げにならないよう、確認資料等の提出要件や保存要件は極力簡素化すべきである。

個人（給与所得者）に対しては、特定支出控除の制度により一定の資格取得費用を所得から控除することができるが、その資格は職務に直接必要なものに限られている。リカレント教育を含めた人的資本の強化には、職務に直接必要な資格以外にも適用範囲の拡大を検討すべきである。さらに、その他の個人の人的投資（職業訓練等）に対しては、職業訓練に投じた経費の個人所得からの控除を認めるような制度も検討すべきである。

### ③ 労働移動の円滑化

日本は長期雇用を前提にした賃金制度や税制が整備されており、近年の多様化する働き方を踏まえると、成長分野への転職等の労働移動の円滑化を妨げている側面があるといわれている。例えば、個人所得税における退職所得控除は同一企業での勤続年数が20年超となると、大幅な控除の優遇を受けることができる制度となっており、それが現在の労働環境では、個々人の意思決定に少なからず影響を与えている可能性がある。

政府は、働き方の自由度を高め、円滑な労働移動を促すうえで、所得税制における優遇のあり方を見直すべきとのスタンスにあるが、現状の制度を前提として、退職金を住宅ローンの返済や老後の生活資金に充当しようと計画していた人にとっては、見直した場合の影響は大きいと考えられる。したがって、退職所得控除の縮小を図る場合には、対象者である長期勤続者への影響をできる限り少なくするよう、例えば、勤続年数に応じた控除額の段階的な引き下げといった激変緩和措置を講ずるなど、慎重に検討を進めるべきである。

働き方の多様化が進むなか、「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきている。本会が四半期毎に実施している中部圏の景況アンケート調査（以下、「本会景況アンケート調査」という。）の本年6月結果によると、コロナ禍からの経済の回復により、人手不足問題が企業経営の最重要課題になっており、とりわけ職種で見ると、業種を問わず「専門・技術職」の不足感が高くなっている。こうした状況を踏まえ、ジョブ型給与制度や外国人労働者の採用も視野に入れた高度人材賃金制度の導入により雇用創出に貢献する企業に対しては、税制優遇を導入することも検討の余地がある。

## （2）「構造的な賃上げ」を可能にする事業基盤強化に資する税制

「構造的な賃上げ」を可能にするには、産業競争力強化法上の税制を含む既存税制の拡充を図り、各企業の事業基盤の強化を図ることも重要である。

## ① 産業競争力強化法上の税制を含む既存税制の拡充（要件緩和を含む）

本会税制改正アンケート調査において、4割を超える企業が「構造的な賃上げ」の実現に必要な税制は、「生産性向上・業務効率化等に先進的に取組む企業を支援する税制の整備」と回答している。生産性向上・業務効率化による企業収益の改善が、持続的な賃上げを可能とする原資の確保につながるため、生産性向上・業務効率化に資する設備投資等への積極的な取組みに対する優遇措置の導入、あるいは既存税制の要件緩和を含めた拡充を検討すべきである。

また、企業の事業再構築や産業競争力の強化への取組みに対する優遇措置の導入についても検討すべきである。このところ、大規模言語モデル等の基盤モデルを活用した生成A Iの開発が加速しているが、生成A Iは人手不足や生産性向上などに資する革新的な技術であり、産業活動や国民生活に大きな影響を与えると考えられている。また、次世代計算機である量子コンピューターや、安全性が高い量子暗号に用いられる量子技術は、幅広い産業において競争力を高めることが期待されている。生成A I・量子技術の開発投資に対して、特に手厚い優遇措置を行う余地は大きいと考える。

## ② 賃上げ余力が乏しい中小企業の事業基盤強化への支援

中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが人口減少下での地域経済の中核を担い、地域創生の鍵を握るといっても過言ではない。

しかしながら、多くの中小企業は赤字決算を余儀なくされ、賃上げ余力に乏しく、経営基盤の強化が不可欠となっている。大企業に比べると経営資源にも限りがあるため、人手不足や働き方改革による生産性向上への取組みも進捗せず、厳しい環境に置かれている。経営者の高齢化が進むなかで、事業承継も大きな課題となっている。

このため、賃上げ余力が乏しい中小企業の事業基盤強化への支援にあたっては、事業承継の円滑化とその他の経営・投資の後押し、公正な納税環境の整備の3つの側面において、税制面での特段の配慮を求める。

### ○事業承継税制

中小事業者の廃業は、地域経済の活力を削ぎ、わが国の産業基盤にも大きな影響を与えているが、依然として増加傾向にある。わが国経済の根幹に関わる中小企業や個人事業主の事業承継問題は、喫緊の課題である。必ずしも税制のみで解決できる問題ではないが、事業承継税制は円滑かつ早期の事業承継を実現するための制度である（2020年度特例承継計画申請件数：2,918件）。2018

年度税制改正では、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として大幅に改正、2019年度税制改正では、個人事業主を対象とした個人版事業承継税制が新たに創設された。そして、2022年度税制改正では、特例承継計画の提出期限は1年間延長されたものの、制度の適用期限については延長しないこととされた。

しかしながら、事業承継は中長期的なスパンで取組むものであり、企業が各施策の利用を検討する際は、制度の継続が担保されることが重要な判断要素となる。したがって、本制度の適用期限は10年間の時限措置とせず、恒久化するとともに、本年度末に期限を迎える特例承継計画の提出期限のさらなる延長を要望する。あわせて手続きの簡素化や、本制度の周知や利用のサポートなど、周辺環境の整備も同時に進めるべきである。

事業譲渡についても、事業存続のための重要な手段であることから、事業承継同様の優遇措置の導入を求める。

#### ○中小企業の経営や投資を後押しする以下の特別措置の期限延長

わが国の中小企業は、全企業の99%を占め、各地域に根差しながら特色ある事業活動を行い、わが国の経済基盤を形成している。したがって、中小企業の経営や投資を後押しする以下の税制措置については、会員企業からも要望があるため、期限延長を求める。

- 中小法人の交際費課税の特例措置  
(2019年度適用件数：2,337,377件、適用金額：2.8兆円)
- 中小企業者等の少額償却資産の取得価額の損金算入の特例措置  
(2021年度適用件数：665,130件、適用金額：3,751億円)
- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置  
(2020年度適用件数：3件〔不動産取得税〕、4件〔登録免許税〕)
- 中小企業事業再編投資損失準備金  
(2021年度適用件数：19件、適用金額：21億円)

#### ○インボイス制度の円滑な制度開始へ向けた適切な支援

消費税について2023年10月よりインボイス制度の導入が予定されている。本制度により、事業者の取引の正確な把握を行うことが可能になり、公正な納税環境の整備に寄与することが期待される。

2023年度税制改正では、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置や、一定規模以下の

事業者の行う少額取引に対する事務負担の軽減措置、登録申請手続きの柔軟化などの措置が講じられた。

政府には、インボイス制度の円滑な開始へ向けた適切な支援を引き続き要望するとともに、制度開始後に新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟な対応策を迅速に講じることを求める。

### 3. 地域経済の活性化・産業高度化に資する税制の整備

地方においては、人口減少・少子高齢化が一段と進むとともに、地域経済の地盤沈下も著しく、ヒト・モノ・カネの東京一極集中の流れが、コロナ禍を経て止まるかどうかは定かではない。しかしながら、コロナ禍でテレワークやワーケーションなど、働き方の多様性がみられたことで、業務の内容によっては、必ずしも首都圏の居住に固執する必要性は薄れてきている。また、デジタル田園都市国家構想の推進により通信インフラ等の整備が進めば、地方への人流拡大も望める。かかる環境の変化を追い風にして、経済社会活動が本格化している今こそ、長年の課題である地域経済の活性化や産業高度化への取組みを加速化させていく好機であり、税制面からの効果的な支援措置が期待される。

#### (1) 地域への人の「還流」を促進する税制

##### ①地方拠点強化税制の期限延長と拡充

地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、本社機能の地方移転や、地方にある本社機能の拡充を促す地方拠点強化税制は、2015年度に創設されて以来、東京一極集中是正の一助となりうる制度と期待されてきたが、適用実績は低調に推移しており（2021年度 ①オフィス減税 適用件数：26件、適用金額：17億円、②雇用促進税制 適用件数：4件、適用金額：0億円）、本会税制改正アンケート調査においても、約7割の企業が「地方拠点強化税制は知っているが、活用したことがない。」と回答し、実際に活用したことのある企業は皆無であった。あわせて、4割を超える企業から対象拡充の声も寄せられている。利用が進んでいない背景には、本税制の要件が企業のニーズに合致していないことが関係していると考えられる。

本税制は本年度末に期限を迎えるが、延長にあたっては利用増加へ向けて、手続きの簡素化のほか、本社バックオフィス部門の地方移転を促すため、2022年度税制改正において拡充された情報サービス事業部門（ソフトウェア開発を含む）に加えて、営業部門、コールセンター、メンテナンスなどの販売・サービス部門を対象とするとともに、一定規模以上の雇用を生み出すことを条件に工場や営業所までの適用範囲の拡充を要望する。

また、拠点の移転により、企業にはそこで働く従業員の確保・維持のため、転居や子育てに関する支援の負担が生じる。その負担軽減のため、本税制の上乗せ措置として、転居や保育等に係る費用に対する税制優遇の検討も求める。

## ②移転先での人材の定着を支援する優遇措置の導入

地方への新たな人の「還流」は、企業の拠点を移転し、そこで働く人材を地域の内外から集めるとともに、その企業で長く働き、地域に定着することが重要である。地方拠点強化税制には、雇用創出効果を高める雇用促進税制があるものの、利用実績は伸び悩んでいる。地方拠点における安定した雇用継続へのインセンティブとなるよう、例えば、企業に対しては、GXやDX人材の定着を加味した税額控除額の拡大、移転した個人に対しては、移転後の一定期間に限り、個人所得税や住民税の税率の引き下げなどの優遇措置も検討すべきである。

## (2) 企業の新陳代謝、産業高度化を促進する税制

### ①オープンイノベーション促進税制の期限延長

わが国が第4次産業革命といわれる変化に対応していくためには、各社の持つ経営資源を最大限に活用してオープンイノベーションを促進し、国際競争力の向上を図る必要がある。企業のベンチャー投資促進を目的として、2020年度に創設されたオープンイノベーション促進税制（2021年度 適用件数：46件、適用金額88億円）は、本年度末に期限を迎えるが、2023年度税制改正において、スタートアップ企業の成長に資するM&Aを後押しする拡充措置がとられたばかりでもあり、期限延長を要望する。

### ②スタートアップ企業の繰越欠損金の控除期間を一般企業より長期とする優遇措置の導入

わが国経済の新たな担い手と期待される研究開発型スタートアップ企業は、事業化までに時間を要し、投資回収期間が10年以上になるケースも多い。主な出資者である民間ベンチャーキャピタルの投資期間は、一般的に10年程度であり、スタートアップ企業にとっては資金調達面の不安が大きい。スタートアップ企業の事業が軌道に乗るまで、安心して事業活動に注力できるよう繰越欠損金の控除期間については、一般企業より長期とする優遇措置を導入すべきである。

## ○信託型ストックオプション行使による所得課税の扱い

信託型ストックオプションは、従来活用されてきた無償あるいは有償ストックオプションとは別の新しいモデルとして、スタートアップ企業やベンチャー企業を中心に幅広く活用されてきたが、このほど国税庁と企業側との間で課税に関する見解の相違が明らかとなった。企業側は行使時に税負担はなく、株式売却に対して20%の税金がかかる譲渡所得として認識している場合が多いが、国税庁は行使時に最大で55%の税金がかかる給与所得との立場をとっている。現在、

信託型ストックオプションの導入企業数は約 800 社（うち未上場企業約 700 社）、対象人数は約 5 万人（うち未上場企業対象人数約 4 万 3,000 人）といわれており、給与所得扱いとなる場合は、追徴税額が 200 億円規模になるとの試算もあり、その場合は導入企業あるいは権利行使済みの個人の追加の税負担が生じることになる。

ストックオプション制度は、資金が少なく高額報酬の支払いが難しいスタートアップ企業やベンチャー企業にとって、優秀な人材の獲得や従業員のモチベーション向上の手段として効果的な仕組みといわれている。

スタートアップ企業の成長を支える人材の確保・維持のためにも、信託型ストックオプションの今後の利用に支障が生じることのないよう、激変緩和措置の検討も含めて、当該制度内容の周知徹底・改善を図る必要がある。

### ③「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の構築を促進する税制の創設

中部圏において、デジタル技術革新への対応や、イノベーションエコシステムの構築は極めて重要なテーマである。内閣府は、世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステム拠点を形成するための制度を創設し、2020 年 7 月には「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」として、愛知県・名古屋市・浜松地域が選定された。中部圏にふさわしいイノベーションエコシステムを構築するために、税制面においても以下の施策の創設を要望する。

■ グローバル拠点都市地域において設立されたスタートアップ企業に対する設立後 10 年間、法人税を減免する制度の創設

■ 首都圏と比べて圧倒的に集積が少ないベンチャーキャピタルやベンチャーファンドの中部圏等への誘致促進を目的に、首都圏以外のグローバル拠点都市地域に実質的な本拠地を置くベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへの投資（LP 出資）に対する一定額の所得控除制度の創設

また、「中部圏はスタートアップ企業の設立や立地が少ないため、中部が誇る技術的な強みを活かして、誘致を進めて欲しい。」との会員企業の声を受けて、中部圏の既存企業が持つ技術力をベースとした新規事業の立ち上げや、スタートアップ企業との事業融合に対しての税制優遇を求める。

### ④ 産学官の連携を促進するオープンイノベーション型研究開発税制の要件緩和

本会税制改正アンケート調査において、4 割の企業が産業高度化等の実現に必要な税制として、「産学官の連携等による革新的技術の研究開発を促進する税制

の整備」を望んでいる。

スタートアップ企業を支援する税制の一つであるオープンイノベーション型研究開発税制は、企業と大学が共同研究を行う場合、契約書で詳細な事項を記述する必要があることに加えて、専門家の監査が必要となるなど適用のハードルが高い。また、研究開発税制適用の申告段階における手続要件も複雑である。運用上の改善として、第三者や大学による確認方法に関するガイドラインが一部明確化されたが、契約書記載事項の簡素化、監査要件の緩和等、引き続き一層の使い勝手の向上を図るべきである。また、申告にあたり相手方（大学等）への支払金額をもとに控除が受けられるようにすべきである。

これらの見直しにより、特に税制の事務手続きに不慣れなスタートアップ企業の利用を促進する制度設計へ改善すべきである。

#### ⑤事業・業態の転換や事業再編等の円滑な促進に資する産業競争力強化法上の税制を含む既存税制の拡充

わが国では、産業競争力強化法のもと、「グリーン社会」への転換、「デジタル化」への対応などを軸に、企業の事業・業態の転換や事業再編等を促進するための税制が手当てされている。この取組みを加速させ、企業の新陳代謝を図るため、本税制については期限の延長と拡充を要望する。

まずは、本年度末に期限を迎える産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置（2020年度減収額：49億円）および2023年度税制改正で創設されたばかりのパーシャルスピノフ税制（再編時の譲渡損益や配当に対する課税特例）について、各々延長を要望する。

さらに、より幅広い分野を対象に、新たな企業の設立、事業会社の合併・分割等の事業再編を促すための税制上の支援措置を求める。

#### ⑥人手不足に対応した省力（省人）化投資への優遇措置の導入

本会税制改正アンケート調査において、約5割の企業が産業高度化等の実現に必要な税制として、「人手不足対応の無人化、省人化を含む生産性向上や業務効率化等を促進する税制の整備」を望んでいる。

また、本会景況アンケート調査の本年6月結果においても、人手不足問題が企業経営の最重要課題になっている。とりわけ職種で見ると、業種を問わず「専門・技術職」の不足感が高く、その対応策として省力（省人）化投資をあげる企業も一定数存在する。

人手不足問題は、今後も長期的かつ構造的な問題であり続ける可能性が高いことを踏まえ、例えば、「専門・技術職」の技能レベルを代替可能とする設備投資の

負担軽減策として税制優遇の導入を要望する。

### ⑦ 企業規模別の税制優遇のあり方 ～中堅企業への政策減税の強化

わが国の産業振興施策を企業規模別にみると、主として大企業と中小企業向けであり、後者に対しては、税制優遇をはじめ手厚い措置が施されているものの、その間に位置する中堅企業への施策は総じて手薄な状態にある。

このため、中小企業が中堅企業へ成長した場合は、これまでの恩恵が受けられなくなったり、実態は中小企業とそれほど変わらない中堅企業が、制度を利用できないケースがあり、中小企業の規模にとどまる企業もあるといわれている。

事業の成長に伴って中小企業、中堅企業、大企業へと規模拡大を目指す場合、こうしたステップアップが順調に進むように、中堅企業に対する政策減税の強化も検討の余地がある。

具体的には、例えば、2023 年度税制改正において延長された地域未来投資促進税制の特別償却率および税額控除率の上限引き上げなどを検討すべきである。

### ⑧ 国家戦略特区、国際戦略総合特区における税制支援の期限延長と拡充

規制改革のニーズ実現のために措置された国家戦略特区および国際戦略総合特区について、中部圏には以下の地域が指定されている。

特区制度	地域
国家戦略特区	愛知県、「デジタル田園健康特区」（茅野市）
国際戦略総合特区	「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」（愛知県、岐阜県、三重県、長野県他）

各特区において、規制緩和や税制支援などが行われているが、事業をさらに活性化させ、地域産業の中核として成長・拡大させていくためには、税制面での一層の配慮が必要であると考えます。

本年度末で期限を迎える、国家戦略特区における課税の特例措置（2021 年度適用件数：1 件、適用金額：8 億円）ならびに国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除（2021 年度 適用件数：10 件、適用金額：38 億円）について、各々延長を要望する。あわせて、国際戦略総合特区については、期限延長の都度、縮減されてきた特別償却率や税額控除率を引き上げるとともに、以下の拡充を求める。

## ■設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）の拡充

- － 本税制の対象が、航空宇宙分野では航空機に関する事業の2,000万円以上の機械・装置等に限られていることから、事業者の開発・生産活動をより効率的に支援できるよう、宇宙関連事業を対象に加えるとともに、対象設備の要件緩和を行うことにより、税制措置の対象を拡大すること

## ■研究開発税制の拡充

### ■固定資産税の減免

- － 償却資産に対する固定資産税の廃止
- － 廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性にあわせて、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免

### ■法人税の所得控除制度

- － 2016年3月末に廃止された特区内の事業による所得に対する控除制度の復活
- － 「専ら特区内で」となっていた限定要件の撤廃
- － 設備等投資促進税制との併用の容認

### ■航空機製造に係る輸入品関税の免税化

### ■飛行試験等における航空機燃料税の減免

### ■教育訓練に対する税制の支援

- － 中小企業等の教育訓練費用の税額控除の創設

## （3）地域の社会基盤整備の促進に資する税制

### ① 公共交通・物流・インフラ分野のDX化に資する優遇措置の導入

本会税制改正アンケート調査において、約4割の企業が個性を生かした地方の活性化の実現に必要な税制として、「公共交通、物流、インフラ分野のDX化（公共交通のMaaS・自動運転、物流のドローン活用、インフラ手続きの効率化等）に資する税制の整備」を望んでいる。

地域の暮らしや経済を支える社会基盤の維持・強化のために、経年劣化した設備の更新投資のタイミングで、サービスの高度化につながるDX関連投資を推進することが必要であり、その際の税制面での支援を要望する。

### ② 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の期限延長

ドライバーの時間外労働上限規制などの2024年問題を抱える物流業界では、労働力不足が深刻化している。このため、流通業務の一体的な実施と輸送の合理化を推進するとともに、物流DX関連機器の導入によるデジタル化を加速する

ことで、一層の省力化を図らなければならない。本年度末に期限を迎える、物流DX関連機器等の事業用資産に係る特例措置（2020年度適用件数：28件、減収額：102億円）について、その延長を求める。

### ③ 商業用地等の固定資産税・都市計画税の負担調整措置における負担軽減のための特例

コロナ禍を経て、本格的な経済社会活動へ向かうなか、国内経済は内需主導により持ち直し、今後は地価の上昇も見込まれる。このため、令和6年度固定資産評価替えにより、地価上昇地点においては税負担が増加する可能性がある。足元の資源エネルギー価格、光熱費、人件費等の上昇による経費の増加に加えて、固定資産税の増加は、様々な業種・規模の不動産保有コストを高め、景気の持ち直しに水を差す可能性もある。

したがって、評価替えによる評価額の上昇に伴う税負担の激変を緩和する負担調整措置や、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により、商業地の負担水準の上限を60～70%の範囲で引き下げることが可能とする制度、および固定資産税の負担の上昇幅を1.1以上で、条例で定める範囲内で抑制できることが可能とする制度を設け、納税者の負担軽減を図るべきである。

### ④ 地域課題解決へ向けた寄附税制の見直し

#### ○企業版ふるさと納税制度の活用

本税制は、地方公共団体が策定して内閣府が認定した地域活性化に資する事業に対して、企業が寄附を行うと税額控除を受けられる制度である。2020年度税制改正において、期限延長および控除率の引き上げ（最大で寄附額の90%が控除対象）が措置され、2022年度は件数8,390件、金額341億円へ大幅に増加した。

しかしながら、各地方自治体が策定した地域活性化プロジェクトの内容と企業の地域貢献に関する考え方との間にギャップがあり、会員企業からは依然として使い勝手の悪さを指摘する声もある。本制度の利用促進に向け、地方自治体においては、今まで以上に地域貢献、寄付等に対する企業の考え方などをしっかりと聞きとり、各社が賛同できる事業提案を期待する。

#### ○自治体への寄附税制の改善

地方自治体への寄附は、各自治体の財務状況の強化・改善を通じた地域活性化に寄与するため、非常に有意義である。会員企業には、自治体への寄附の意思は十分にあるが、寄附金の使途が明確でないこと、あるいは自治体の予算の使い方に対する疑問などから寄附をためらうとの声もある。

したがって、地方自治体への寄附税制が持つ地域活性化の視点に加え、企業における寄附を促す「企業版ふるさと納税制度」を先行モデルに、より寄附者の意図を反映する観点から制度を整備し、寄附の拡大につなげるべきである。

## ○大学への寄附税制の改善

### 一 法人による寄附

現在、国立大学法人（国公立大学）への寄附金は全額損金算入できるが、私立大学への寄附金は一定の限度額までしか損金算入できない。また、寄附金の税額控除制度は法人には認められていないため、企業から私立大学への寄附は、制度上制限されている。

各地の私立大学は、地方自治体や地元企業と連携して、国際競争力の向上や地域産業の活性化に必要な人材育成の機能を担うことから、企業と私立大学との産学連携のインセンティブを高めるためにも、寄附に係る損金算入限度額の引き上げおよび税額控除を可能とする制度を創設すべきである。

### 一 個人による寄附

大半が個人によって賄われる私立大学への寄附金は、大学の安定的な財源となっており、寄附に対する大学の期待は大きい。

個人から私立大学への寄附は、国税、地方税ともに税額控除を受けることができるが（国税は所得控除も選択可）、両税ともに寄附金額の全額控除は認められていない。また、地方税は、対象の大学が寄附者の居住地の都道府県や市区町村と異なる場合、税額控除の対象外となる。全国から寄附が集まる大学にとって、地方税の控除条件が国内一律とならない点は寄附へのインセンティブ低下につながることから、個人による寄附に関しては、国税における税額控除の限度額の引き上げおよび地方税における全国一律の控除を検討すべきである。

### 一 個人版ふるさと納税制度の活用

一部の大学では地方自治体と連携し、個人版ふるさと納税制度を利用して支援を受ける例がある。この仕組みは、地域ごとに詳細は異なるが、寄附金の7～8割を寄附者指定の地域内の大学への寄附とすることができる。

中部圏ではこの仕組みがほとんど活用されていないが、地域活性化や地域で活躍する人材育成など、共通の目的を有する地方自治体と大学は、連携協定等を通じて相互関係を深め、ふるさと納税制度を活用して個人から大学への寄附を促すべきである。

## 4. リスク管理・国際課税等に係る税制の整備

### (1) リスク管理に資する税制

#### ① 経済安全保障に資する税制優遇

国際情勢が緊迫化するなか、経済安全保障の重要性が高まり、2022年5月に経済安全保障推進法が成立し、「重要物資の安定的な供給の確保」「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」「先端的な重要技術の開発支援」「特許出願の非公開」の4本柱が示された。国全体で経済安全保障の強化と取組みを着実に推進するためには、予算や税制措置などを総動員して対応していく必要がある。

とりわけ、国民生活や経済に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図ることは極めて重要である。経済安全保障上の特定重要物資に係る製品・構成部品の製造施設・生産設備等に対する国内投資への積極的な支援が望まれる。戦略的投資分野である半導体や蓄電池に対しては大規模な補助金が措置されているが、それ以外にも先述したCN投資促進税制の対象拡充、あるいは同税制でカバーされない分野への「GX投資促進包括税制（仮称）」の創設により、税制面からの優遇措置も導入すべきである。

また、海外からのサイバー攻撃によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、企業のサイバーセキュリティ強化に必要とされる、企業内システムの脆弱性診断や監視システムの導入に係る投資や関連費用に対する優遇措置も検討すべきである。

#### ② 防災・減災対策に資する税制

大規模自然災害の発生は、産業界も含め、甚大な人身被害と経済被害（資産被害、長期的経済被害、税収減等の財政被害など）をもたらすと想定されている。こうしたなか、わが国経済社会のレジリエンス向上へ向けた防災・減災対策の推進は、まさに喫緊の課題に他ならない。したがって、防災・減災投資の支援にあたっては、有事の際の被害軽減効果、投資促進による市場・経済拡大効果、および税収増効果なども踏まえ、中長期的視点から柔軟な実施の判断、施策立案（政府の基金創設等）が必要とされる。

政府の諸施策がより大きな効果を発揮していくためにも、民間企業の自主的な防災・減災対策の取組みを促していくことが重要であり、その後押しをする税制や補助金等の支援策が不可欠である。また、本支援策の実効性向上のためには、政府による利用者への制度周知を徹底することも忘れてはならない。

### ○民間企業の自主的な防災・減災投資を一層促進する支援策の拡充等

防災・減災投資はハード対策であり、その効果が長期間にわたり継続すること

から、事前の防災・減災対策として非常に有効性の高い方策と位置づけられる。

しかしながら、中小企業防災・減災投資促進税制の対象が、中小企業の機械設備や機器等に限定されるなど、既存支援策の範囲は未だ十分とはいえないことから、さらなる支援策の拡充により不足部分のカバーが必要と考える。

具体的には、以下の重要分野において、優先度の高いものから、既存制度の拡充を要望する。なお、本支援策は税制のみならず補助金も含め、柔軟かつ適切な措置が講じられるべきである。

#### 【重要分野】

- 旧耐震基準・情報通信施設等の建物の耐震診断・耐震化（建物の耐震化の代替措置として、免振・制震化、建替・移転等が行われる場合を含む）
- 情報通信設備（データサーバー等を含む）の耐震化・水害対策（移転・分散化、クラウド化等を含む）
- 敷地・建物内の電気・ガス・水道等のインフラ設備の耐震化・水害対策
- 自家用発電設備等の非常用設備の設置

特に、南海トラフ巨大地震等の大規模地震については、発災時に中部圏はもとより、日本経済全体に広範かつ甚大な影響が及ぶと想定されていることから、これらの災害を念頭に置いた支援策についても、上記優先度の高いものから迅速な措置が講じられることを要望する。また、防災・減災投資のなかでは、とりわけ旧耐震の建築物の耐震改修の優先度は高い。このため、南海トラフ巨大地震の想定震度が政府のハザードマップ上、震度6弱以上の地域において、民間企業の旧耐震（震度5強程度が前提）の建築物の耐震改修の促進が図られるよう、税制優遇（もしくは代替措置としての補助金）を導入することを求める。

#### ○防災・減災対策に資する税制の期限延長・拡充等

本年度末に期限を迎える防災・減災対策に資する税制の支援策については、その延長を行うとともに、適用範囲の拡充、要件緩和を図るべきである。

#### 【本年度末に期限を迎える防災・減災対策に資する主な税制】

- － 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置  
(2021年度 適用実績なし)
- － 津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置  
(2021年度 適用総額：61億円)

- － 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置  
(2021年度 適用実績なし)
- － 地方拠点強化税制 (再掲)
- － 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (再掲)  
(2021年度 適用総額：1,613億円)

## (2) 公正な国際課税制度への適切な対応

経済のデジタル化・グローバル化や取引の多様化・複雑化が進展するなか、わが国の制度・運用だけでは、租税の適正な確保および海外企業との公正な競争の確保は困難な状況になっている。OECDとG20との共同プログラムである「BEPS包摂的枠組み」において2021年10月に合意された「市場国への新たな課税権の配分」(pillar 1) および「グローバル・ミニマム課税」(pillar 2)の円滑な導入へ向けた法整備が期待されているところである<sup>8</sup>。

### ① 最低税率課税制度 (pillar 2) の円滑な導入

pillar 2のうち、所得合算ルール (IIR)に係る法制化 (各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設等)が進んでいるが、pillar 2は連結総収入額7億5,000万ユーロ (約1,000億円)以上の多国籍企業を対象としており、わが国の対象企業数も多いことから、制度導入の影響は大きいと考えられる。

法制化にあたっては、OECDから公表されているモデルルールの可能な限りの簡素化、ならびに同モデルルールおよびコメンタリー上の不明瞭な点の明確化を図り、企業が円滑に運用できるよう取り組むことを求める。

また、2024年度税制改正以降に法制化を検討するとされている軽課税支払ルール (UTPR)、および国内ミニマム課税 (QDMTT)についても、国際的な議論の結果を踏まえつつ、企業実務の負担に配慮した制度設計を要望する。

国際課税ルールの見直しに関して、会員企業からは以下の声が聞かれた。

#### 【会員企業の声】

- ・ pillar 1は、本来は市場国に拠点を持たずビジネスを行うデジタルプラットフォームを対象とするものであるが、合意内容からは、売上高と利益率の条件を満たせば、他の業種の事業者であっても課税の対象となりうる。市場国に拠点を構える製造業の事業者などは、課税対象から外してもらいたい。

<sup>8</sup> 日米欧・インドや中国など138の国・地域は、pillar 1にあたる、いわゆるデジタル課税の多国間条約については年末までに署名し、2025年発効を目指している。

- ・ pillar 2 は、本来は欧米企業等の租税回避を防止するためのルールである。日本企業で租税回避を行っている企業はほとんどないにもかかわらず、所在国全ての実効税率を計算し検証するのは、非常に作業負担が大きい。租税回避リスクの低い国については簡易的な計算方法を認めるなど、柔軟な制度設計をお願いしたい。
- ・ pillar 2 に関しては、OECD から移行期におけるセーフハーバーと恒久的なセーフハーバーが示されているが、それぞれのルールに基づく業務負担量を把握できず、手を付けにくい状況にある。できるだけ早く具体的なルールを示してほしい。
- ・ 国際課税ルールをはじめ、OECD の主張は理論的な部分が強く、そのまま日本企業に適用するのは実態に合っていないと感じる。

## ② 外国子会社合算税制（CFC税制）

本税制は、内国法人等が実質的活動を伴わない外国子会社等を利用するなどにより、国内における税負担を軽減・回避する行為に対処するため、外国子会社等がペーパーカンパニー等である場合または経済活動基準を満たさない場合には、その外国子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税するものである。

本税制に係る企業の作業負担は、特に 2017 年度税制改正以降、非常に高まり、会員企業からも作業の簡素化を求める声が聞かれる。

2023 年度税制改正では、pillar 2 の導入により企業に追加的事務負担が発生することを踏まえ、本税制について、①特定外国関係会社（ペーパーカンパニー等）の適用免除要件である租税負担割合の引下げ（30%→27%）、②書類添付義務の緩和等の措置が講じられた。しかしながら、外国法人を数多く抱える会員企業からは、「この程度の範囲の見直しでは、実務上の負担はほとんど変わらない。」などの厳しい意見が出された。

また、本税制については、経済活動基準が事業実態を適切に反映しておらず、事務負担が煩雑になる点や、親会社と外国子会社の決算月の組み合わせによっては、本税制適用に係る手続き期間が極めて短いことによる業務ひっ迫などの問題点も指摘された。

本税制と pillar 2 は、制度の趣旨が異なるため併存するとされるが、外国子会社の課税後になお追加的な課税が必要な部分に対して、親会社の本国にて課税するという点では共通する。この点を踏まえ、両税制の重複を回避し、企業の実務負担を軽減すべく、経済産業省の「最低税率課税制度及び外国子会社合算税制の在り方に関する研究会」で提案されているように、以下の通り本税制の簡素化を求める。

- pillar 2 と本税制の併存により増加する親会社の外国子会社管理、および両制度のコンプライアンス対応の負担軽減のため外国関係会社の絞り込み
- 15%までの税負担をカバーする pillar 2 の導入により、軽課税国への利益移転が一定程度防止できることから、本税制上の経済活動基準を簡素化
- 両制度の違いにより、外国子会社から収集する資料等が膨大になる負担軽減のため、pillar 2 で用いる資料を本税制に活用する実務上の見直し
- 外国子会社の所得合算時期の見直し

本税制については、会員企業から以下の声が聞かれた。

**【会員企業の声】**

- ・ 特定外国子会社等に該当するかどうかの判定基準である租税負担割合（20%未満）の引き下げをお願いしたい。
- ・ 新たに最低法人税率 15%（pillar 2）が定められたため、同じ租税回避防止を目的とした制度であるにもかかわらず、2つの基準で検証等の事務負担が増加することのないよう、基準を統一してほしい。
- ・ 最低法人税率 15%（pillar 2）を全面的に導入するのであれば、既存の CFC 税制は廃止すべきである。もし並存すれば膨大な作業が発生し、納税事務負担よりも大きな作業コストがかかる。
- ・ 事業の再編・清算等の過程で、一時的にペーパーカンパニーが発生することがある。その場合でも対応が必要となるため、従来から経済活動基準を満たしていた企業を対象から外すなどの柔軟な判断をお願いしたい。

**③ 外国税額控除制度**

本税制は、国際的な二重課税の排除方式として国際的に確立した制度であり、外国で納付した外国税額を、国内において納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認めるものである。日本においては、内国法人の外国支店等が納付した外国税額を控除する外国税額控除が認められている。また、開発途上国との間の租税条約において、みなし外国税額控除が認められる場合がある。

本税制については、会員企業から以下の声が聞かれた。

**【会員企業の声】**

- ・ 税額控除の限度額（枠）ではなく、外国所得税額そのものについて控除

できるとよい。現在は所得税額から特別控除額（研究開発税制、賃上げ税制等）を差し引いた後の金額に対して、一定の割合を乗じて限度額を算出しているため、限度額がより小さく算出されてしまう。特別控除額差し引き前の所得税額をもとに算出できるようにしてほしい。

- ・ 限度額の繰越控除は3年間しか認められていないため、期限を延長するか、期限を迎えた繰り越し分は損金算入できるような改善をお願いしたい。
- ・ 任意で損金算入を選択した場合には、過去3年分の控除の繰越分がリセットされてしまう点についても見直してほしい。
- ・ 毎年大量の納税証明書を収集し精査するのは大きな事務負担になっているため、国際的なフォーマットの統一や電子化を進めてほしい。
- ・ インドとの租税条約の問題で、インドで役務提供による所得申告を行うと源泉徴収される。また、申告期限のずれの関係で場合によっては二重課税が発生する可能性がある。そのため所得申告をしないという選択肢もあるが、その場合、外国税額控除が利用できないという問題が生じる。

これらの意見を踏まえ、外国税額控除制度については、税額控除について算出方法の改善、納税証明書のフォーマットの統一および電子化推進、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間が3年と短いため、延長するなどの改善を図るべきである。

#### ④ 移転価格税制

本税制は、海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税するものである。

移転価格税制の複雑化により、移転価格文書化の対応をはじめ、企業にとって管理やコンプライアンスに係るコスト負担が大きくなっている。また、税務当局においては、事前確認制度（APA）を含む関係国との相互協議の件数が増加するとともに、協議の期間が長期化するケースもある。

本税制の円滑な運用に向け、移転価格上のリスクが低い納税者や少額の取引等を対象にセーフハーバーの設定、文書化基準の緩和等、企業と税務当局双方の負担軽減について検討するとともに、企業の活動が複数の国にまたがるサプライチェーン上で行われている状況を踏まえたグローバル・スタンダードづくりなどにも取り組むよう求める。

また、デジタル国際課税に係る一連の国際的な議論の中で、pillar 1のうち「基本的なマーケティング・流通活動に対する固定的利益の配分」（利益B）については、昨年12月に公表された公開討議文書に対するパブリックコメントが募集

され、現在それらを踏まえた制度設計がなされているところである。この制度は、国際課税における移転価格のルールの簡素化を目的としており、現行制度上で頻発している各国当局間または各国当局・企業間の紛争の予防・解決の一助になると期待される。しかしながら、経団連の意見書「第1の柱 利益B公開諮問文書への意見」において、必ずしも簡素化の趣旨に合わない内容を含んでいることや、税の安定性確保の観点からも十分とはいえないとの指摘がなされている。

利益Bの実施に向けては、企業や各国税務当局が納得できる内容、すなわち二重課税の防止、既存税制との重複の回避、実務上の負担軽減等に資するような対応を求める。

本税制については、会員企業から以下の声が聞かれた。

**【会員企業の声】**

- ・ BEPS の文書化基準の見直しをお願いしたい。大量のローカルファイル作成は大きな事務負担となっているため、取引額 50 億円以上という記載基準の見直しや、提出期限を確定申告期限（2 ヶ月以内）から、マスターファイルと同様 1 年以内に緩和してほしい。
- ・ 海外での協議に時間がかかりすぎている。租税条約上に期限の設定がないのが理由であり、期限の設定が望まれる。また、時間の経過とともにかなり高いペナルティの利息が加算されてくるので、当方に有利に決着しても、結果としてあまりメリットがないケースもある。
- ・ 相手国における適正な価格で取引をしても、取引実態を考慮せず通常取引価格と乖離があるとみなされ課税されることがある。取引実態を踏まえた適正な課税をお願いしたい。

**⑤ 国際課税を巡るトラブル解決**

わが国企業の海外進出が進むなかで、海外で獲得した利益の還流を円滑に進めるためには、新興国等の進出先で適正な課税が行われることが重要である。

しかしながら、進出先（主に新興国）の税務当局との課税トラブルが増加しており、会員企業への聞き取り調査でも、以下の様に国同士での解決を強く望む声や、BEPS 対応が加わって国際課税業務がさらに多忙になることを懸念するなどの声が聞かれた。企業が対応に苦慮した結果、やむなく課税に従う場合もある。

**【会員企業の声】**

- ・ 日本とインドの租税条約問題。インドのみが技術役務提供料について源泉

徴収される。他の国と同様に免除をお願いしたい。

- ・ 課税に対して異議を申し立てる仕組みはあるが、相手国が何らかの理由で話し合いに応じないケースも多々あり、非常に不合理であるため、租税条約で逃げ道を無くすような項目を増やしてほしい。
- ・ 租税条約ネットワークの更なる構築や、当局間での連携や事前協議の強化に努めて頂きたい。
- ・ 理不尽な課税については、未然に防ぐことが大前提であるため、国同士でしっかりと交渉するなど、国として立ち向かってもらいたい。

このため、会員企業の意見にもあるように、日本企業が一方的に不利益を被ることのないよう、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行うべきである。

また、わが国国税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施するとともに、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に行ったうえで、紛争関係国との合意形成を最大限図るべきである。

## ⑥ 海外所得の国内還流を促進する税制

企業が海外で得た収益は、現地での再投資とともに、親会社などに対する配当として日本に還流して国内の研究開発や設備投資、従業員の賃金などに使われる。

したがって、海外の活力を取り込み、わが国の経済が持続的に成長していくためには、資金の還流を増やしていくことが重要である。このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の 95%から 100%へ引き上げ、さらに還流増加分などに対する税額控除等を行うべきである。

### (3) 環境変化を踏まえた税のあり方の見直し

#### ① デジタル資産に関する時代に即した税制の整備

近年ではブロックチェーン（分散型台帳）技術が発展し、暗号資産やNFT（非代替性トークン）等のデジタル資産を利用した新たなビジネスが生まれている。日本では暗号資産やNFTといったデジタル資産に関する税制の整備が諸外国に比べて遅れている。特に、企業が保有する暗号資産は売却時だけでなく、期末に時価評価し、評価損益に対して每期課税されることとなっており、現金収入を伴う実現利益がないなかで、継続保有される暗号資産についても課税が求められる。こうした取り扱いは、税負担が大きくなることから、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害する要因となっている。また、国内の企業が税負担の小さい海外へ流出するといった問題も生じている。

2023 年度税制改正において、自己が発行した暗号資産で一定の要件を満たすものについては、期末時価評価による課税の対象外とする見直しがなされたものの、他社から購入・取得したものについては、引き続き期末時価評価の対象となっている。スタートアップ企業の成長を促すという観点からも、第三者が発行した暗号資産についても、長期保有を目的とするものについては期末時価評価の対象外とすべきである。

今後、市場規模が拡大していく可能性のある、デジタルビジネスの国際競争力を維持・強化していくためにも、デジタル資産の課税方法等、時代に即した税制の整備を柔軟に進めるべきである。また、デジタル資産に対する課税方法は統一的な国際基準が定まっておらず、国ごとに課税体系が異なり公平性を欠いているため、統一的な国際基準の制定に向けた議論を進めていくべきである。

## ② 印紙税の廃止

電子商取引が一般化するなか、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税（2021年度 印紙収入額：9,608 億円）は、合理性を失っている<sup>9</sup>。

印紙税の合理性や実務面での負担感に関して、会員企業から以下の声が聞かれた。

### 【会員企業の声】

- ・ 商取引の電子化が進む昨今の流れからすると、存在意義を失っている。
- ・ 取引形態の変化に伴い、書面文書のみ課税対象となるのは不合理である。
- ・ 働き方の変革が必要な環境下で、課税文書か否かの判定や該当する号数の確認等の事務負担が発生しており、物理的作業の軽減を強く求める。

以上のように、印紙税は合理性を失っていることに加え、商取引の振興や働き方改革、事務負担軽減の観点からも廃止すべきである。

なお、廃止に到らない場合は、本年度末に期限を迎える「工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置」（2020 年度 適用実績：310 億円）について、その延長を求める。

## ③ 事業所税の廃止

事業所税（2021 年度 事業所収入額：3,973 億円）は、1975 年に創設され、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、社会

<sup>9</sup> 印紙税の課税根拠に取引に伴う経済的利益の存在があるが、取引段階では利益は確定していない。契約がその後の所得や課税取引に反映されると、所得税や消費税などで課税される可能性が高い。

資本整備が進み、人口減少社会を迎えた今日においては、問題はむしろ各地域における都市中心部の空洞化である。事業所税は、短期的視点から見れば、自治体にとって重要な税収基盤である。しかしながら、長期的には都市部への事業所の進出や企業の新規開業を妨げることにより、雇用や生産活動へのマイナス効果を通じて都市の成長を抑制することになる。その結果、住民税や固定資産税等の減収につながる可能性が危惧される。

また、事業所税は人口 30 万人以上の都市の過密解消を目的とするものであったが、市町村合併の結果、形式的に人口が 30 万人を超えて事業所税の適用対象となった都市においては、そもそも過密問題は存在しない。中部圏では、三重県四日市市は、合併により人口が 30 万人を超えたため対象地域となった<sup>10</sup>。愛知県東部の山間部にある 6 町村も、愛知県豊田市と合併したため対象地域となった<sup>11</sup>。

このように、事業所税は現代の社会情勢にそぐわないものとなっており、非常に多くの問題を抱えているため、他の税源を確保したうえで廃止すべきである。

#### ④ 法人事業税における課税標準の見直し（電気・ガス供給業の課税標準）

電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用されており、その他の事業とは異なる取り扱いとなっている。2022 年度税制改正で、ガス供給業は中堅・中小ガス事業者については、他の事業と同様の課税標準が採用されることとなったが、大企業は依然として収入金額をベースに課税されている。また、2020 年度税制改正では、電気供給業の発電・小売事業のうち 2 割程度について、資本金の要件次第で外形標準課税または所得課税となることが組み入れられたが、大半が収入金額ベースの課税となっている。

収入金額が課税標準として採用された当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であることから税金の価格転嫁が容易であるため、また、料金認可制により所得金額が低く抑えられることから、所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであったと理解される。

しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。したがって、競争環境の公平性の観点から、これらの課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

<sup>10</sup> 三重県四日市市は、2005 年 2 月 7 日、楠町との合併により人口が 30 万人を超えた。合併から 5 年間は「旧合併特例法」の規定により事業所税の課税団体としての指定が猶予されていたが、2010 年 2 月 15 日に指定され、同年 8 月から課税が行われることとなった。

<sup>11</sup> 2005 年 4 月 1 日、愛知県東部の藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町は豊田市と合併した。

## 5. 新たな課題（防衛費増額、少子化対策）への課税対応のあり方

### （1）防衛費増額に係る法人税への付加税

ロシアのウクライナ侵攻以降、わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、昨年末に急浮上した防衛力強化を巡る議論では、防衛費増額の可否が焦点となり、2023～27年度の5年間で総額43兆円程度（現行計画の1.5倍）、27年度に現在のGDPの2%と、欧米と同水準の達成を目指し、新たに必要な財源は14.6兆円程度となることが示された。

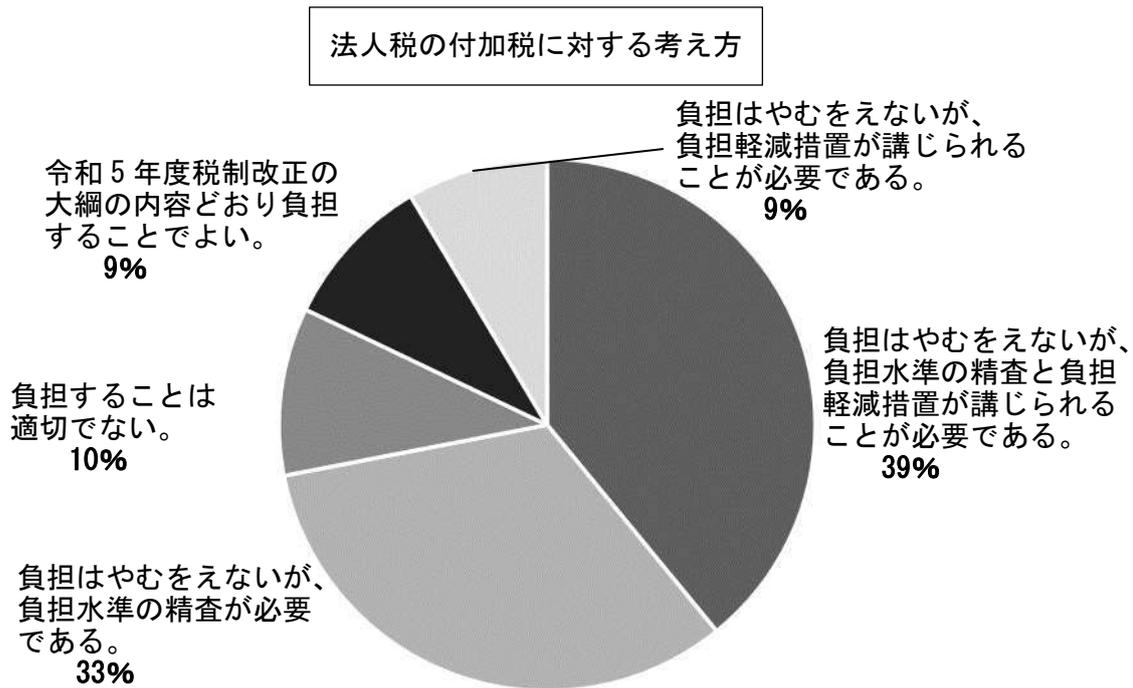
財源確保策としては、①歳出改革、②決算剰余金の活用、③国有財産の売却益や税外収入などを活用する「防衛力強化資金」の新設（本年6月に防衛財源確保特別措置法が成立）、④税制措置（増税）により賄うこととし、④については、2023年度税制改正大綱において「わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。」として、法人税、所得税及びたばこ税の3税を対象とした具体的な措置が記載された。

こうした動きを受けて、本会税制改正アンケート調査において、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に対する考え方を質問した。その結果を踏まえて、以下の通り要望する。

#### ①法人税による付加税負担の前提として政府へ求める事項

防衛力強化は、中長期的な視点に立った検討と継続的な取り組みが必要であり、そのためには安定的な財源確保が不可欠である。財源に関しては、「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）が昨年11月にまとめた報告書においても、「自らの国は自ら守るとの国民全体の当事者意識を多くの国民に共有して頂くことが大切であり、今を生きる世代全体で分かち合っていくべき」との考え方が示されている。こうした状況のもと、企業が法人税への付加税という形で財源の一部を担うことは、わが国の置かれた厳しい安全保障環境を勘案するとやむを得ないものと理解できる。今回のアンケート結果（図1）においても、防衛力強化に伴う負担増について、「負担することは適切でない」と回答した会員企業は1割程度にとどまり、約8割の企業が「負担はやむを得ない」と、増税に一定の理解を示している。但し、その一方で、約7割の企業が「負担水準の精査」もしくはそれに加えて「負担軽減措置」を求めていることから、あくまで消極的な姿勢であることに変わりはない。

【図1 会員企業 アンケート結果：回答企業数 118 社】



また、上記で「負担はやむを得ない」あるいは「負担することは適切でない」と回答した企業にその理由を尋ねたところ、約7割の企業が「税負担を求める前に、歳出の徹底した見直し・削減が必要」、約5割の企業が「税負担を求める前に、防衛費の増額内容の精査が必要」と回答している。

これまでは、増額の規模や負担等の財源の捻出に関する議論が先行していたきらいがあるが、本来は、まず歳出改革の徹底を優先するとともに、防衛力強化の中身を明らかにしたうえで、その必要性について十分な議論を尽くし、国民に納得感が得られるよう丁寧な説明を行うことが先決である。そのうえで、財源については決算剰余金や防衛力強化資金といった代替措置も最大限活用することにより、増税分を極力圧縮するよう努めるべきである。

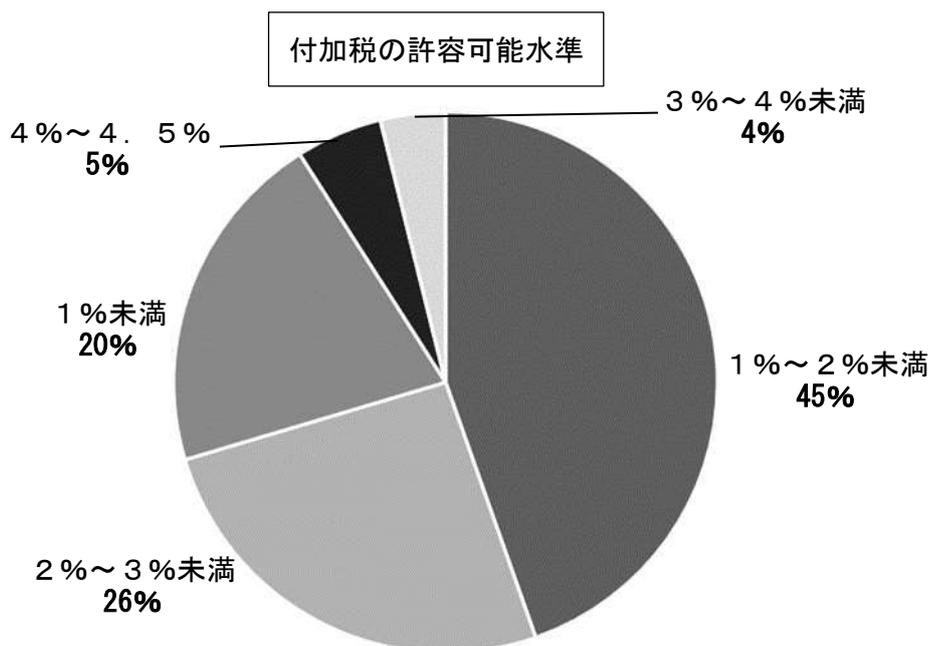
さらに、現行案では法人税、所得税及びたばこ税の3税のみが対象となっており、かつ1兆円強のうち法人税の負担が7,000～8,000億円と大きくなる見通しであるが、有識者会議でも「負担が偏りすぎないように幅広い税目による負担が必要」と指摘している通り、法人税に負担が偏りすぎないように、かつ3税に限らず幅広い税目を対象とするよう再検討すべきである。

## ②足元の景気持ち直し、産業競争力確保の観点からの一層の配慮

法人税については、「法人税額（中小法人に配慮する観点から500万円を控除）

に対し、税率 4～4.5%の新たな付加税を課す」となっているため、実効税率は 29.74%から 30.64～30.75%へ上昇し、法人税改革に着手した 2015 年度（32.11%）以来の 30%台へ逆戻りすることになる。アンケート結果（図 2）によると、許容可能な付加税の水準については、「負担水準の精査」もしくはそれに加えて「負担軽減措置」を求める企業の約 7 割が「1%～3%未満」（うち 45%が「1%～2%未満」）と回答しており、現行案よりも低い税率設定を望んでいる。

【図 2 会員企業 アンケート結果：回答企業数 82 社】

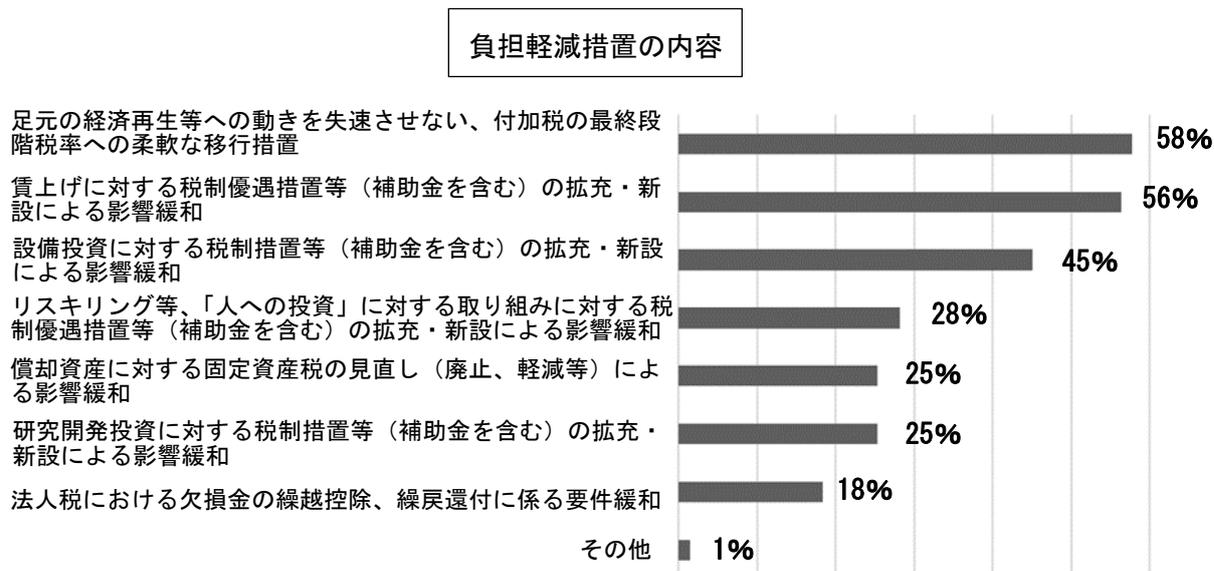


今回のコロナ禍からの回復過程において、中部圏はサプライチェーンの混乱等による供給制約から、主力の自動車産業の挽回生産まで時間を要し、景況感の改善が他地域に比べて遅れた。今後の持続的回復への足取りを確かなものにするためにも、付加税の水準については、防衛費増額の規模ありきではなく、現行案より低く抑え、足元の景気持ち直しへの一層の配慮を念頭に検討すべきである。

また、負担軽減措置の内容については、それを求める企業の約 6 割が「足元の経済再生等への動きを失速させない、付加税の最終段階税率への柔軟な移行措置」を、約 5～6 割が「賃上げや設備投資に対する税制優遇措置（補助金を含む）の拡充・新設による影響緩和」を各々希望している（図 3）。

これらを踏まえて、2023 年度税制改正大綱に示された「令和 9 年度に向けて複数年かけて段階的に実施」するにあたっては、激変緩和措置としての最終負担税率への適切な移行や、産業競争力確保の観点からも法人税負担増の代替措置としての研究開発投資・設備投資の促進や構造的賃上げ等に資するさらなる優遇措置の導入による影響緩和を求める。

【図3 会員企業 アンケート結果：回答企業数 71 社】



適用開始時期についても、拙速な判断は避け、慎重な対応を求める。「骨太の方針 2023」において「令和 7 年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう 5 兆円強の確保を目指す税外収入の上積みやその他の追加収入を含めた取組の状況を踏まえ、柔軟に判断する」と明記されたことや、7 月に開催された自民党税制調査会の幹部会においては、増税開始時期を決めるための関連法案の今秋の臨時国会への提出が日程的に厳しいとの認識で一致、年収の上振れもあり、2025 年以降に先送りされる公算が高くなった。昨年末から現時点までのかかる状況変化を踏まえ、本年末の決着に向けては、国民の納得感が得られるよう十分な議論を尽くし、適切な開始時期を設定すべきである。

## （2）少子化対策の財源と税制

2000 年代初頭に毎年 120 万人程度であった出生数は、コロナ禍などの影響もあり急激に減少し、2022 年は比較可能な 1899 年以来初の 80 万人割れ（77 万人）となった。生涯にわたって子供を持たない女性（2023 年に 18 歳）の割合が最大 42%に達するとの推計もあり、急速な少子化による人口減少が、わが国の経済・社会システムの維持を困難にする恐れがあるとの危機意識を高めていることから、少子化対策は岸田政権の看板政策の一つとなっている。

少子化対策の方向性としては、結婚適齢期・子育て世代が、①子育てに必要な収入を安定して得られること、②仕事と育児を両立できること、③将来への不安がないことが重要であり、そのための企業の取組みとしては、働き方改革の推進や、持続的な賃上げの実現に努めることが求められる。

政府は「異次元の少子化対策」と称して、本年6月に「こども未来戦略方針」を閣議決定し、2024年度から3年間の取組みで、児童手当の拡充などに年3兆円台半ばを投じる「こども・子育て支援加速化プラン」を取りまとめた。その財源は、医療・介護などの社会保障費を含む歳出改革の徹底、社会保険料への上乗せにより新たに徴収する「支援金制度（仮称）」の創設、残りは既存予算の最大限の活用と当面のつなぎ国債「こども特例公債」の発行によるものとし、国民に実質的な追加負担を求めないとしているが、詳細は本年末までに決定される予定となっている。

「骨太の方針 2023」においては、「その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。」となっており、「骨太の方針 2022」において「企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する」とされていた財源は、上記の「支援金制度（仮称）」にあたること明らかになった。しかしながら、社会保険は、そもそも個人が病気や要介護などのリスクに備えるものであることに加えて、高齢者に比べて現役世代の負担が大きいこと、所得比例で労使折半が行われ、企業側も負担増となるため賃上げの流れに水を差す可能性があることなどから、少子化対策の安定財源として適切かどうかは議論の余地がある。

少子化対策の財源負担のあり方は、特定の世代や分野に偏らず、社会全体で広く薄く負担することが基本であり、財源の一部について税負担が避けられない場合は、社会保障制度の内容の見直しと一体的な検討が行われることを前提として、負担の公平性や税収の安定性等の観点から、消費税による負担も視野に入れるべきである。但し、消費税率の上げ幅や引き上げの時期については、経済情勢を踏まえた慎重な検討が必要なのは言うまでもない。

### ① 配偶者の抑制的な就労の解消

少子化問題との直接の関係はないが、女性の社会進出や男女共同参画社会の進展に伴い、このところ人手不足の一因として、配偶者の抑制的な就労が問題視されることが多くなった。配偶者が就業時間を調整することにより、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があるといわれる「103万円の壁」については、政府税制調査会が本年6月末にまとめた中長期の税制の答申「わが国税制の現状と課題 -令和時代の構造変化と税制のあり方-」の中では、配偶者特別控除の創設や、納税者本人への所得制限により高所得者への配偶者控除・配偶者特別控除が適用されない仕組みが導入されたことで税制上は解消されているものの、制度創設時に比べて、「片働き世帯」が減少する一方で、「共働き世帯」、特に「夫フルタイム・妻パートの世帯」が増加していることから、

その適用者は減少しており、今後とも、家族や働き方等を巡る様々な議論を踏まえ、公平・中立な税制を構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除のあり方についても検討する必要があると指摘されている。

政府は、税に加えて社会保険料を支払う境目となる「年収の壁」への対応策として、手取り収入の減少分を穴埋めした企業を支援する制度（雇用保険料を財源に、従業員一人当たり最大 50 万円の助成金を新設）を本年 10 月より開始するが、これはあくまで 2025 年に予定される年金制度改正までの時限措置である。女性を中心に働きたい人が、「年収の壁」を意識しないで働きたいだけ働けるよう、配偶者控除・配偶者特別控除のあり方を含めて、不公平感を是正する税制と社会保障制度の一体的見直しが必要である。

## ② 結婚を促す税制優遇

少子化要因の一つとしては、未婚率の上昇、晩婚化が指摘されているが、さらにその原因として、内閣府の「少子化社会対策白書（令和 4 年度）」では、「結婚資金の不足」が理由の一つにあげられている。

結婚適齢期世代は、非正規雇用比率の上昇、物価高などにより過去の同世代に比べて相対的に手取り収入が低下、あるいは、大学（短大含む）以上の高等教育を受けた者の半数が奨学金を受給<sup>12</sup>し、その負債は平均で 300 万円を超え<sup>13</sup>、返済に苦労している状況<sup>14</sup>にある。

政府は、若者層に対する正規雇用対策、結婚・子育て資金・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度を通じた金融資産の世代間移転を促すなどしているが、婚姻数の増加には必ずしもつながっているとはいえない。

かかる状況を克服するための税制面からの支援措置として、会員企業からは「奨学金の返済期間のうち、結婚適齢期や子育て期間中は、所得税を減免する」、「住宅ローン控除のように、奨学金の借入残高に一定の割合を乗じた額を、一定期間所得控除する」、「共働き世帯であっても、結婚後の 10 年間程度は、夫婦が互いに配偶者に対して配偶者控除をできるようにする」などの意見が出された。

従来の支援策に加え、所得控除の仕組みなどを活用した税制面での優遇措置の導入を検討すべきである。

<sup>12</sup> 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「令和 2 年度学生生活調査」によると、奨学金を受給している学生の割合は、大学（昼間部）で 49.6%、短期大学（昼間部）で 56.9%、大学院修士課程で 49.5%、大学院博士課程で 52.2%となっている。

<sup>13</sup> 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「令和 2 年度学生生活調査」による。

<sup>14</sup> 労働者福祉中央協議会「奨学金や教育費負担に関するアンケート報告書」によると、奨学金利用者の毎月の返済額は平均 1.5 万円、返済期間は平均 14.5 年で、利用者の半数近くが返済について「苦しい」と回答している。

### ③子育て支援を行う企業への税制優遇

少子化に関する先行研究からは、男性の育児参加度合いと出生率との間には正の相関関係があること、3世代同居世帯における第2子の出生数は、核家族世帯よりも多いことなどが明らかになっており、これらの結果を踏まえると、女性の育児負担軽減が出生率の上昇につながる可能性があり、少子化対策の一つとして、夫婦間の育児分担の促進が重要であると言われて久しい。

政府は、2021年に育児・介護休業法の改正を行い、男性の育児休業取得率を2025年までに50%、2030年までに85%を目標に掲げ、男性の育児参加を促す取組みを進めており、取得率は年々上昇しているものの、2022年度は17.13%にとどまり、依然として女性の取得率（80.2%）には遠く及ばない状況にある。

厚生労働省『雇用均等基本調査』によると、育児のための所定労働時間の短縮措置のうち、短時間勤務制度および所定外労働の制限に関する男性の利用割合は、女性の1割程度にとどまっている<sup>15</sup>。その理由としては、多くの仕事を抱え、時間外労働も厭わず働いている場合、職場の要員が限られると、制度利用に伴い職場の他のメンバーへの仕事のしわ寄せが生じることや、利用者本人の効率的な業務遂行による時間短縮だけでは対応しきれず、当人の負担感が増大してしまうことが考えられる。その解決策として、代替要員の確保が必要となるものの、企業にとっては金銭的な負担が新たに発生することから、選択されにくいとされる。

少子化には様々な要因があり、少子化に抑制的な効果をもたらす税制が何かは定かではない。しかしながら、夫婦間の育児分担の促進が少子化対策になりうる可能性があり、男性の育児参加は、育児休業期間内だけではなく、幼少期全般に渡って求められる状況にあることを踏まえると、育児休業や短時間勤務等を理由に代替要員を確保して男性の育児参加を支援する企業には、その人件費等の費用に応じた税額控除などの優遇措置を検討することは一考に値すると考える。

以上が、新たな課題に対する課税対応のあり方についての本会の要望であるが、防衛力強化も少子化対策も、その財源のあり方を巡って、会員企業からは際限のない国民負担増を警戒する声もあがっており、政府はその懸念を払拭すべく丁寧な説明に努める必要がある。

---

<sup>15</sup> 雇用均等基本調査（令和3年度）によると、「短時間勤務制度」の事業所別・男女別の利用状況は、女性38.1%、男性2.8%。また、「所定外労働の制限」の利用状況は、女性13.0%、男性1.5%となっている。